

○南多摩西部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難勧告に直結する氾濫危険情報等を直接区市長へ伝達できる仕組みを平成30年出水期に構築する。(ホットメールの構築)	現状と課題	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。			【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局	
		今後の取組					・対象区市町村と調整し、防災情報を首長に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。(建設局)	
		H30年度					・防災情報を首長に直接伝達する仕組みを構築した。本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)	
		R1年度					・防災情報を首長に直接伝達する仕組みを構築済であるが、本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)	
		R2年度					・防災情報を首長に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)	
	B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難勧告等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難勧告部署等へ伝達できる仕組みを検討する。(避難勧告等の発令判断の支援)	現状と課題	・市長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・市長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。			・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防総合情報システムをとおし、水位計や雨量計の情報を区市町村に提供している。(建設局) ・区市町村防災担当部署に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援をさらに行っていく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の取組	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			・対象区市町村と調整し、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(建設局)	
		H30年度	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを引き続き検討していく。	水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取り組みに応じて対応を検討していく。			・対象区市町村と調整し、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築した。(建設局)	
		R1年度	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを引き続き検討していく。	・台風19号において、水位変化などの情報を利用して、避難勧告、避難指示を行った。 ・水位変化などの河川情報について、市の対策本部でリアルタイムに情報が取得できるような体制を検討する。			・指定河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸については、指定後に、対象区と調整し、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(港湾局、建設局)	
		R2年度	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを引き続き検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。			・指定河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・東日本台風の被害状況等を踏まえ、区市町村が適切なタイミングで避難情報を発令できるよう「大規模風水害時における避難対応に関するガイドライン」及び「大規模風水害時における区市町村対応チェックリスト」を作成し、配布した。(総務局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築した。(港湾局、建設局)	
R3年度	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを引き続き検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。			・指定河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局、建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局) ・災害対策基本法が改正されたことに伴い、「大規模風水害時における区市町村対応チェックリスト」の改定を行った。(総務局) ・土砂災害警戒情報が発表された際における避難情報の発出について、内閣府のガイドラインに基づいた助言を区市町村に対して行った。(総務局)			
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
②避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難勧告などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	現状と課題	・タイムラインは作成していないことから、その必要性を踏まえて検討する必要がある。 ・想定浸水が浅いため避難勧告等の必要性を検討する必要がある。 ・程久保川・谷地川については、氾濫しても住民に命の危険を及ぼすおそれがないことから、避難勧告等の発令基準を定めていない。	・タイムラインは作成していないことから、その必要性を踏まえて検討する必要がある。 ・想定浸水が浅いため避難勧告等の必要性を検討する必要がある。 ・程久保川・谷地川については、氾濫しても住民に命の危険を及ぼすおそれがないことから、避難勧告等の発令基準を定めていない。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		【区市町村】 全区市町村を対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
		今後の取組	・多機関連携型、避難勧告兼目型どちらを作成していくか検討し必要に応じて作成していく。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。	・程久保川・谷地川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。 ・想定浸水が浅いため避難勧告等の必要性を検討し必要に応じて作成していく。 ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想地域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。	・避難勧告兼目型タイムラインの作成について既に運用されているタイムラインの情報共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)		
		H30年度	国管理河川についてのタイムラインを策定した。運用を行っていく中で、必要に応じて適宜修正を行っていく。	都管理河川(程久保川・谷地川)についてタイムラインを作成する必要があるか検討していく。(国交省管理河川は作成済み)	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている他、多摩川については、タイムラインの検討に参加している。	・引き続き、タイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)		
		R1年度	策定した国管理河川タイムラインの運用を行っていく中で、必要に応じて適宜修正を行っていく。	・地域防災計画の改定に合わせて、都管理河川(程久保川・谷地川)についてタイムラインを作成する必要があるか検討していく。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。多摩川については、タイムラインの検討に参加している。 ・区市町村防災担当との打合せ等連携を強化し、避難勧告等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。 ・江東区洪水・高潮浸水ハザードマップ作成検討委員会に委員として参画し、ハザードマップ作成への助言を行った。	・「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を作成・配布した。引き続き、区市町村のタイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・国が主催するタイムライン作成に関する講習会や各区市町村の取組状況に関する情報共有を図り、区市町村の取組を支援した。(建設局、総務局、港湾局)		
		R2年度	・策定した国管理河川タイムラインの運用を行っていく中で、必要に応じて適宜修正を行っていく。 ・京浜河川事務所で運用検討している高度運用タイムラインの実証実験を通じて、適宜修正を行っていく	・必要に応じて、都管理河川(程久保川・谷地川)についてタイムラインを作成する必要があるか検討していく。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。多摩川については、タイムラインについて今年度試行を行った。 ・区市町村防災担当との打合せ等連携を強化し、避難勧告等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。	・引き続き、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」の周知等により、区市町村のタイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の照会時を活用し、区市町村が避難勧告等を発令する際の判断基準等を確認している。(建設局、総務局、港湾局)		
		R3年度	・策定した国管理河川タイムラインの運用を行っていく中で、必要に応じて適宜修正を行っていく。	・必要に応じて、都管理河川(程久保川・谷地川)についてタイムラインを作成する必要があるか検討していく。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災担当との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。	・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の照会時等を活用し、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示等を発令する際の判断基準等を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・災害対策基本法の改正により避難情報が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を更新し、区市町村へ展開した。引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。(総務局)		

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供	<p>・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を検討する。</p> <p>・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。</p> <p>※水害危険性の周知 平常時における洪水予想の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。</p>	<p>・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。</p> <p>・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。</p>	<p>・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。</p> <p>・洪水情報や避難情報等について、防災行政無線、HP、SNS等で住民に伝達している。</p> <p>・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。</p>	<p>・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を防災情報提供システムで提供している。</p>		<p>・東京都水防計画にて洪水予報、水位周知河川に指定した河川を記載している。(建設局)</p> <p>・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」で公開している。(建設局)</p> <p>・来日外国人向けの情報や外出時での情報収集に課題がある。(建設局)</p> <p>・水位周知海岸の指定に向けて検討を進める必要がある。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村を対象 【気象台】 建設局、港湾局</p>
		<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や、防災情報提供システムで提供している流域雨量指数の予測値を活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。</p>		<p>・外国人対応や外出先での情報収集ができるよう「東京都水防災総合情報システム」の改修を検討していく。(建設局)</p> <p>・水位周知海岸の指定に向けて検討を進めるとともに、区防災担当部署に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援を行っていく必要がある。(港湾局、建設局)</p>	
		<p>H30年度</p> <p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>防災行政無線の聞こえ具合について、市民にアンケート調査を実施した。本アンケートの結果を踏まえ、今後の情報発信について検討していく。</p>	<p>都内の各区市町村長との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施</p>		<p>「東京都水防災総合情報システム」のホームページについて、スマートデバイス向けページや多言語化(4か国語)対応ページを作成した。また、位置情報を活用し、利用者の現在地点周辺の水防災情報を自動で表示できる機能を追加した。(建設局)</p>	
		<p>R1年度</p> <p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・自動応答電話や防災メールなどの利用拡大を図るために、周知を行っていく。</p> <p>・避難所でのWifiスポットの開放を行った。</p>	<p>都内の各区市町村長、防災担当者との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施した。</p>		<p>・水位計等の設置計画策定や、河川監視用カメラ等の設置に向けて検討を進め、リアルタイムの情報発信強化を図った。(建設局)</p> <p>・水位周知海岸の指定に向けて検討を進めた。(港湾局、建設局)</p>	
		<p>R2年度</p> <p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p> <p>・八王子市総合防災ガイドブックの中で都河川の水位状況を確認できるホームページ情報を公開、全戸配付を行った。</p>	<p>・日野市LINE公式アカウントによる情報発信を開始した。危険性の周知とともに避難所等の情報について公開していく。</p> <p>・自動応答電話や防災メールなどの利用拡大を図るために、周知を行っていく。</p>	<p>都内の各区市町村長との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施</p>		<p>・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設するとともに、放送事業者へのカメラ映像の提供を試行的に開始し、情報発信強化を行った。引き続き、カメラを増設するなど、DXの推進とともに水防災情報の発信強化に努めていく。(建設局)</p> <p>・水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定を行った。(港湾局、建設局)</p> <p>・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムの開発を行った。引き続き、ライブカメラを増設するなど、高潮防災に資する情報の発信強化に努めていく。(港湾局)</p>	
<p>R3年度</p> <p>・LINE等の各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・GISによる避難所開設状況等の情報発信を開始した。ホームページやLINE公式アカウント等によりGISの情報を公開していく。</p> <p>・自動応答電話や防災メールなどの利用拡大を図るために、周知を行っていく。</p>	<p>都内の各区市町村長との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施</p>		<p>・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設するとともに、YouTubeを活用したカメラ映像のライブ動画配信を開始し、情報発信強化を行った。引き続き、水防災情報発信の更なる強化に向け、監視カメラなど観測機器の設置拡大や利用者の視点に立ったより使い易いシステムへの改善等を行う。(建設局)</p> <p>・水位周知海岸及び高潮浸水想定区域について指定済みである。(港湾局、建設局)</p> <p>・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムの運用を開始した。引き続き、ライブカメラを増設するなど、高潮防災に資する情報の発信強化に努めていく。(港湾局)</p>			
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	<p>・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報の整理を行う。</p>	<p>・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。</p>	<p>・避難勧告や指示においては、すべて警戒レベル表記で行っている。</p> <p>・市民に警戒レベルの理解が進んでいない可能性があるため、引き続き周知を行っている。</p>	<p>・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供が必要がある。</p> <p>・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。</p>		<p>・洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しが必要。(建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村を対象 【気象台】 建設局、港湾局</p>
		<p>警戒レベルを記載した形で防災情報の発信を行っていく。</p>	<p>・防災講話等を通じて、市民への説明を行っていく。</p>	<p>・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。</p> <p>・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。</p>		<p>・洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、警戒レベルが分かる発表文の検討をする。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報発表する際には、警戒レベルが分かる発表文の検討をする。(港湾局、建設局)</p>	
		<p>R1年度</p>		<p>・土砂災害警戒情報や指定河川洪水予報に相当する警戒レベルを記載して発表するよう改善を行った。</p> <p>・気象庁ホームページの防災気象情報の凡例や解説に、警戒レベルに係る記述を追加した。</p> <p>・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行ったほか、区市町村広報誌に警戒レベルの説明を掲載する等の周知活動に連携協力した。</p>		<p>・洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、警戒レベルが分かる発表文により運用を開始した。(建設局)</p> <p>・高潮の情報については、警戒レベルが分かる発表文の検討を進めている。(港湾局、建設局)</p>	
		<p>R2年度</p> <p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発信する。</p>	<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発信する仕組みを検討していく。</p>	<p>・気象庁ホームページの防災気象情報について、土砂災害警戒情報や指定河川洪水予報に相当する警戒レベルの表示色を内閣府ワーキンググループの検討結果に合わせ反映。</p> <p>・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行った。</p>		<p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局)</p> <p>・高潮の情報について、警戒レベルが分かる発表文による運用を検討している。(港湾局、建設局)</p>	
		<p>R3年度</p> <p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発信する。</p>	<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発信する。</p>	<p>・気象庁ホームページの防災気象情報について、土砂災害警戒情報や指定河川洪水予報に相当する警戒レベルの表示色を内閣府ワーキンググループの検討結果に合わせ反映。</p> <p>・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行った。</p>		<p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局)</p> <p>・高潮の情報について、警戒レベルが分かる発表文による運用している。(港湾局、建設局)</p>	
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。</p> <p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</p>	<p>小河内ダムから放流通知等を受けており、避難勧告等の発令の参考にしている。</p>	<p>・ダムの放流情報なども加味しながら避難情報の発信に努めている。</p> <p>・河川水位と放流情報の関係をより正確に把握しながら避難情報の提供ができるようにしていく。</p>			<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局)</p> <p>・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)</p>	<p>【区市町】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局</p>
		<p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難勧告等の発令基準に反映させる。</p>	<p>・避難情報とダムの放流情報などが連携できるような体制を検討していく。</p>			<p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> <p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。(水道局、交通局)</p>	
		<p>R1年度</p>				<p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	
		<p>R2年度</p> <p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難勧告等の発令基準に反映した。</p>	<p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難勧告等の発令基準に反映した。</p>			<p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	
<p>R3年度</p> <p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難指示等の発令基準に反映した。</p>	<p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難指示等の発令基準に反映した。</p>			<p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>			

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	<p>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。</p> <p>・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。</p>	<p>・ハザードマップで避難場所を公表している。</p> <p>・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定める必要がある。</p>	<p>・具体的な避難経路は定めていない。</p>			<p>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表するなど自治体等が作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局)</p> <p>・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)</p> <p>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</p> <p>・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)</p> <p>・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局</p>
		<p>・隣接自治体の避難場所を住民に周知していくことを検討していく。</p> <p>・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。</p> <p>・住民が確実に避難できる経路を検討していく。</p>	<p>・引き続き、避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく。</p>			<p>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、自治体等が作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)</p>	
		<p>H30年度</p> <p>隣接自治体とは、河川および山林で隔てられている場所もあることから、隣接自治体の避難場所をハザードマップでは公表していない。</p> <p>避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。</p>	<p>隣接区市町村の避難場所等の情報をハザードマップに記載した。</p>			<p>・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局、港湾局)</p> <p>・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)</p>	
		<p>R1年度</p> <p>避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。</p>	<p>・台風19号では、自治体を越えて避難した避難者もいた。</p> <p>・今後も、避難の必要な場合には受け入れを行う。</p> <p>・また、近隣市との避難所の情報共有や市民への周知を検討していく。</p>			<p>・内閣府と共同で設置している「首都圏における大規模水害広域避難検討会」にて、広域避難に係る役割分担と連携のあり方を検討していく。(総務局)</p> <p>・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「狭堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川圏域、大栗川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>	
		<p>R2年度</p> <p>避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。</p>	<p>・近隣市との避難所の情報共有や市民への周知を検討していく。</p>			<p>・内閣府と共同で設置している「首都圏における大規模水害広域避難検討会」にて、引き続き、広域避難に係る役割分担と連携のあり方を検討していく。(総務局)</p> <p>・「露川及び多摩川上流圏域」「萩川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川・綾瀬川圏域」について、想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>	
<p>R3年度</p> <p>避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。</p>	<p>・近隣市との避難所の情報共有や市民への周知を検討していく。</p>			<p>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図について、都内全域(都管理河川14区域・流域下水道幹線等2区域)で改定を完了した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>			

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認		<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。</p> <p>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。</p> <p>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを所管部署を通じて確認することが必要である。</p>			<p>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)</p> <p>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</p> <p>・区市町村に対して、技術的助言を行う必要がある。(建設局、下水道局、港湾局)</p> <p>・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局)</p> <p>・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局)</p> <p>・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)</p> <p>・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局)</p> <p>・東京都豪雨対策基本方針に基づき、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化局</p>	
		<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p>			<p>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表している。(建設局、下水道局)</p> <p>・区市町村に対して、技術的助言を行うべく、(建設局、下水道局、港湾局)</p> <p>・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。</p> <p>・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁)</p> <p>・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局)</p> <p>・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行う。(生活文化局)</p> <p>・各施設管理者の意見を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局)</p>		
		<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p>	<p>浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。</p>				<p>・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・都所管・管理の施設の情報を各局から情報収集し、区へ提供した。(建設局)</p> <p>・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。また、実施状況を確認し、未対応の都立学校に対しては、適切に対応するよう指導した。(教育庁)</p> <p>・義務化対象の所管する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成義務等について周知した。(福祉保健局)</p> <p>・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</p> <p>・水防法上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)</p> <p>・各地区において、緊急連絡体制に基づく情報伝達区訓練を行うとともに、浸水対策計画の時点更新を実施。(都市整備局)</p>	
		<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施について依頼する。作成状況について地域防災計画に定めていく。</p> <p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。</p> <p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。</p>	<p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。</p>				<p>・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川圏域、大栗川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・義務化対象の所管する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成義務等について周知した。(福祉保健局)</p> <p>・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</p> <p>・対象となる都立学校計6校において、水害を想定した避難訓練を実施するよう指導した。(教育庁)</p> <p>・水防法上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)</p> <p>・東京都地下街等浸水対策協議会では、地元区とともに各地区部会や幹事会を開催し、緊急連絡体制に基づく情報伝達区訓練を実施(都市整備局)</p> <p>・渋谷、上野・御徒町、浅草の3地区で先行して、地下街等の出入口について、施設管理者とともに雨水の流入箇所を把握し避難経路を精査。(都市整備局)</p> <p>・都民や施設管理者・テナントの意見を啓発するPR動画を制作(都市整備局)</p>	
		<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。</p> <p>・把握した施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。</p>	<p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。</p>				<p>・「露川及び多摩川上流圏域」「秋川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川・緑川圏域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</p> <p>・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。また、実施状況を確認し、未対応の都立学校に対しては、適切に対応するよう指導した。(教育庁)</p> <p>・水防法上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)</p> <p>・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を7月から8月に各1回、1月から2月に各1回の計各2回を感染対策を行いつつ、開催した。(都市整備局)</p> <p>・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、新規に上野・御徒町地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。(都市整備局)</p> <p>・各部会の代表団体や学識経験者、行政関係部署により構成される幹事会を6月に書面にて開催した。(都市整備局)</p> <p>・昨年度に引き続き、有楽町、銀座の2地区で、地下街等の出入口について、地元区と施設管理者とともに感染対策を行いつつ、避難経路を精査した。(都市整備局)</p> <p>・9月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局)</p>	
	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。</p> <p>・把握した施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。</p>	<p>・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p>				<p>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図について、都内全域(都管理河川14区域・流域下水道幹線等2区域)で改定を完了した。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・国からの通知や調査等の機会を捉え、各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認し、必要に応じ、取組内容を共有するなど支援を行った。(建設局)</p> <p>・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</p> <p>・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。(教育庁)</p> <p>・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)</p> <p>・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を5月から6月に各1回、1月から2月に各1回の計2回を感染対策の中、書面及び対面で開催した。(都市整備局)</p> <p>・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、渋谷、有楽町、銀座、上野・御徒町の4地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。(都市整備局)</p> <p>・各部会の代表団体や学識経験者、行政関係部署により構成される幹事会を6月に書面にて開催した。(都市整備局)</p> <p>・避難経路の精査については、大手町、丸の内2地区で、地下街等の出入口について、地元区と施設管理者とともに感染対策を行いつつ、実施した。(都市整備局)</p> <p>・9月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局)</p>		

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項							
④水害ハザードマップの作成、改良と周知	・浸水予想区域、高潮浸水想定区域等を基に水害ハザードマップの作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。	現状と課題	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	平成29年度の3月にハザードマップを改訂し、全戸配布をした。 ・ハザードマップはその他に、窓口での配布、HPでの公開で周知を図っている。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。		・浸水予想区域図等を作成し、公表するなど、区市町村が作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局、港湾局) ・自治体が作成するハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の取組の具体的な	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 ・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマップの手引き」や他区市町村の優れた事例等を踏まえ、わかりやすいハザードマップへの改良について検討する。		・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		H30年度	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。土砂災害のハザードマップを兼ねた、総合防災ガイドブックを作成し、全戸に配付を行う。	多摩川水系の浸水予想が発表されたので、ハザードマップを更新し、全戸配布した。		・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R1年度	土砂災害のハザードマップを兼ねた、総合防災ガイドブックを作成し、全戸に配付を行った。引き続き啓蒙に努める。	・住民へハザードマップを周知するため、ハザードマップを増刷し、防災講話や窓口での配布に努めた。		・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川圏域、大栗川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R2年度	都の改定された浅川、大栗川、三沢川流域浸水予想区域を反映した総合防災ガイドブックを作成し、全戸に配付を行った。引き続き啓蒙に努める。	・住民へハザードマップを周知するため、広報誌へ抜き取り保存版として、予備的避難所を追加した、洪水ハザードマップを掲載した。		・「雷川及び多摩川上流圏域」「秋川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川・綾瀬川圏域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R3年度	都の改定された秋川及び平井川流域浸水予想区域と本市が独自に調査した八王子市内水浸水予想区域を反映した八王子市ハザードマップを作成し、市内対象地域に配付を行った。引き続き啓蒙に努める。	・洪水ハザードマップと土砂災害ハザードマップを統合し、防災ガイドブックとして市民へ配布することを予定している。		・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図について、都内全域(都管理河川14区域・流域下水道幹線等2区域)で改定を完了した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
⑤「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	現状と課題	・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。 ・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。 ・より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく必要がある。	・氾濫しても住民や等に命の危険を及ぼすおそれがないことから、「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。		・国からの情報を区市町村へ提供し、支援している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		体系的な取組	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 ・より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。		・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、支援していく。(建設局)	
		H30年度	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	他区市町村の取組事例を参考に取組の実施を検討中。		・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、取組を支援していく。(建設局)	
		R1年度	・他区市町村の取組事例を参考に検討する。	他区市町村の取組事例を参考に取組の実施を検討中。		・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、取組を支援していく。(建設局)	
		R2年度	・他区市町村の取組事例を参考に検討する。	・他区市町村の取組事例を参考に、浸水深表示の取組を開始した。		・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、取組を支援していく。(建設局)	
		R3年度	・他区市町村の取組事例を参考に検討する。	・他区市町村の取組事例を参考に、浸水深表示の取組を継続していく。		・国からの情報を区市町村へ提供するとともに、国からの調査の機を捉えアンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえ、まるごとまちごとハザードマップ実施に向けた支援を行った。(建設局) ・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、取組を支援していく。(建設局)	

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ周知する方法について検討する。	現状と課題 ・ホームページで浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・より多くの住民へ周知するか必要性を踏まえて検討をする。			・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局	
		今後の取組 ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知するかの必要性等踏まえてを検討していく。			・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)		
		H30年度 ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知するかの必要性等踏まえてを検討していく。			・引き続き、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)		
		R1年度 ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知するかの必要性等踏まえてを検討していく。			・ホームページで浸水実績については公表しており、引き続き、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)		
		R2年度 ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知するかの必要性等踏まえてを検討していく。			・ホームページで浸水実績については公表している。引き続き、利便性向上のための改善やより多くの住民へ周知する方法について検討していく。(建設局)		
		R3年度 ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知するかの必要性等踏まえてを検討していく。			・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。今後は、更なる利便性向上に向け、浸水実績の公表方法の見直しやより多くの住民へ周知する方法について検討・改善していく。(建設局)		
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成促進に向けて検討する。	現状と課題 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・防災講話にて自助の重要性を説明するとともに、自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。				・住民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局	
	今後の取組 ・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・マイタイムラインの配布を継続する。 ・自助の取り組みを促進する取り組みを検討していく。				・住民一人ひとりの避難計画等の作成促進に向けて検討する。(総務局)		
	R1年度					・都内全小中学校に「東京マイタイムライン」を配布し、住民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・東京都防災アプリに、水害リスクを確認できる「水害リスクマップ」機能を追加した(総務局) ・住民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)		
	R2年度 市民事務所等でマイタイムラインを配布するほか、全戸配付を行った八王子市総合防災ガイドブックの中で、避難行動判定フローを掲載、各自が適切な避難行動をとれるよう啓発した。	・住民へハザードマップを周知するため、広報誌へ抜き取り保存版として、洪水ハザードマップを併せ、タイムラインに関する記事を掲載した。 ・窓口でのマイタイムラインの配布を継続する。 ・自助の取り組みを促進する取り組みを検討していく。				・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、住民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・住民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。【新型コロナのため休止中】(総務局)		
	R3年度 市民事務所等でマイタイムラインを配布する。避難行動判定フローを掲載した八王子市総合防災ガイドブックを使用した出前講座で各自が適切な避難行動をとれるよう啓発した。	・防災講話にて自助の重要性を説明するとともに、自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。 ・窓口でのマイタイムラインの配布を継続する。 ・自助の取り組みを促進する取り組みを検討していく。 ・東京マイタイムラインをより作成しやすくした、日野市版簡易マイタイムラインを作成し、配布を行っている。				・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、住民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・住民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、親子、企業、学校を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局) ・住民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)		
②自助・共助の仕組みの強化	B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者の個別避難計画策定の検討及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題 ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や名簿利用についての自治体との協定締結を進めている。			・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局	
		今後の取組 必要に応じて、八王子市総合防災ガイドブックを用いた水害、災害リスクの周知を行っている。	引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や名簿利用についての自治体との協定締結を進めていく。			引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)		
		R1年度					引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)	
		R2年度 八王子市総合防災ガイドブックの中で、要配慮者への対策について記載、啓発を行った。	避難行動要支援者名簿の策定・更新について、取り組みを進めた。			引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)		
		R3年度 要配慮者への対策について記載した八王子市総合防災ガイドブックを使用した出前講座で啓発を行った。	避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。			令和3年度の災害対策基本法改正に伴い、避難行動要支援者について個別避難計画の作成が区市町村の努力義務となった。都は、区市町村担当者向け研修等を通じ、避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成について、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)		
C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題 年2回自主防災組織等を対象とした防災指導員育成研修を行い、防災知識、技能について啓発を行っている。	・避難所ごとに地域自主防災会の結成を進め、防災の中心になれる人材の確保に努めている。				・住民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局	
	今後の取組 引き続き防災知識、技能について啓発を進めていく。	・避難所ごとに地域自主防災会の結成を進め、住民の防災意識の向上と地域連携体制の醸成を行っていく。				・地域防災力の向上のための人材育成や専門家リストの作成に向けて検討を進める。(総務局、建設局)		
	R1年度					・住民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・区市町村等の取組を支援する専門家リストを作成し、共有している(建設局)		
	R2年度 引き続き防災知識、技能について啓発を進めていく。	・避難所ごとに地域自主防災会の結成を進め、住民の防災意識の向上と地域連携体制の醸成を行っていく。				・住民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。【新型コロナのため休止中】(総務局) ・区市町村等の取組を支援する専門家リストを作成し、共有している(建設局)		
	R3年度 引き続き防災知識、技能について啓発を進めていく。	・避難所ごとに地域自主防災会の結成を進め、住民の防災意識の向上と地域連携体制の醸成を行っていく。 ・防災講話や避難所運営訓練を通じて、地域住民の防災知識・技能について啓発を進めていく。				・住民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)		

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑬住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討する。	現状と課題 ・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・東京都管理河川を想定した訓練ではないが、関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	区市町村が行う避難訓練(防災訓練)には参加していない。		・避難勧告等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の取組 ・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。 ・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。 ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	
		H30年度 ・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	10月14日 葛飾区総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	
		R1年度 ・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・令和元年9月1日東京都・多摩市合同、9月29日葛飾区、10月6日清瀬市の総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施した。		・多摩市と合同訓練、島しょ部の各町村と同時期に訓練を実施した。(総務局) ・河川情報の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局)	
		R2年度 ・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・令和2年7月28日防災気象情報の改善内容について、区市町村防災担当者向けに説明を実施 ・9月27日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・11月22日東京都・北区合同訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。		・武蔵村山市と合同で風水害を対象とした訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局)	
		R3年度 ・関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、コロナ禍を踏まえ、より多くの住民が参加する総合防災訓練を12月に実施した。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、コロナ禍を踏まえ、より多くの住民が参加する総合防災訓練を12月に実施した。	・コロナ禍のため、大規模な防災訓練の実施はできなかったが、コロナウイルス感染症に対応した避難所運営訓練を実施した。人数は最小限としたが、一部地元自治会の方にも参加していただいた。		・武蔵村山市と合同で風水害を対象とした訓練を実施し、足立区及び多摩市も参加した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局)	
⑭防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討する。	現状と課題 ・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・いくつかの学校で、課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「終戦したことのない大雨 その時どうする？」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。		・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化局、総務局
		今後の取組 ・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・新学習指導要領について、平成30年度末までに国の支援により作成されることとなっている指導計画を各学校に周知する。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行っていく。(教育庁)	
		H30年度 ・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	いくつかの市内小中学校の課外授業等を通して、防災教育を実施した。今後は、防災教育の実施をより拡大していく必要性も踏まえて検討していく。	・ポケット版リーフレット「スマホで分かる気象災害から命を守ろう!!」を作成し、都内の小中高校へ配布 ・都内全小中学校に配布された「東京マイ・タイムライン」について、策定段階の協力・助言を行った。		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	
		R1年度 ・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	例年実施している総合防災訓練において、会場となる小学校の全児童が訓練に参加した。400名ほどの児童が、普段はできない体験学習を行うことができ、防災教育の普及につながった。	・東京都の教職員専門性向上研修に参加し、小・中・高、特別支援学校の教員に対して気象庁ワークショップを実施した。 ・北区神谷中学校での防災教育(体験型講座)にブースを出展した。		・都内全小中学校に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施した(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	
		R2年度 ・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・いくつかの市内小中学校の課外授業等を通して、防災教育を実施した。 ・引き続き、防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した		・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁)	
		R3年度 ・市内各学校の防災会議等に参加して、防災教育の実施を拡大していくことへの検討を行った。	・いくつかの市内小中学校の課外授業等を通して、防災教育を実施した。 ・引き続き、防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した		・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及び、VR体験を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局)	

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑮水位計、河川監視用カメラ等の整備	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計(危機管理型を含む)、河川監視用カメラの配置について検討する。 ・ダム放流警報設備等の耐水化の必要の有無について確認する。	現状と課題 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。	<程久保川> ・水位計が設置されている。 <各地川> ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。			・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。(建設局) ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。(建設局) ・必要な箇所は、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(水道局、交通局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
		今後の取組 ・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・引き続き、既に設置されている水位計や河川監視用カメラを活用していく。 ・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。			・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。(建設局) ・水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討する。(建設局) ・ダム放流警報等の耐水化の必要の有無について確認する。(水道局、交通局)	
		H30年度 ・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	引き続き、既に設置されている水位計や河川監視用カメラを活用していく。 水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。			・2019年度に水位計や河川監視用カメラの配置計画を策定する予定である。(建設局) ・2019年度に柳瀬川、空堀川、奈良橋川に4箇所水位計を設置する予定である。(建設局) ・引き続き、水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討していく。(建設局)	
		R1年度 ・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	引き続き、既に設置されている水位計や河川監視用カメラを活用していく。 水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。			・現地確認の結果、ダム放流警報設備等の耐水化について現時点で必要ないことを確認した。(水道局、交通局) ・水位計等の設置計画策定や、河川監視用カメラ等の設置に向けて検討を進め、リアルタイムの情報発信強化を図った。(建設局) ・引き続き、水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討していく。(建設局)	
		R2年度 ・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	引き続き、既に設置されている水位計や河川監視用カメラを活用していく。 水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。			・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に実行していく。(交通局) ・現地確認の結果、ダム放流警報設備等の耐水化について現時点で必要ないことを確認済である。(水道局) ・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラや水位計を増設した。(建設局) ・引き続き、監視カメラや水位計の増設に取り組みるとともに、カメラ映像の動画配信について検討を行っていく。(建設局)	
		R3年度 ・本市での設置はないものの、東京都への観測機器の設置要望するなど、水位計、河川監視用カメラの配置について検討し、必要に応じて設置していく。	引き続き、既に設置されている水位計や河川監視用カメラを活用していく。 水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。			・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に実行していく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に実行していく。(水道局) ・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設するとともに、YouTubeを活用したカメラ映像のライブ動画配信を開始し、情報発信強化を行った。(建設局) ・引き続き、水防情報発信の更なる強化に向け、監視カメラや水位計など観測機器の設置拡大や利用者の視点に立ったより使い易いシステムへの改善等を行う。(建設局)	

2)的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑧水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	・河川整備の進捗状況等を踏まえて、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検の実施について確認する。 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。	現状と課題 ・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に「多摩川」「浅川」、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。			・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局	
		今後の取組 ・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加していく。 ・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施していく。 ・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)	
		H30年度	・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加していく。 ・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)	
		R1年度	・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加していく。 ・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)	
		R2年度	・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加していく。 ・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄計画について見直すとともに、倉庫整理を実施した。(建設局)	
		R3年度	・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加していく。 ・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)	
⑨水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練となるよう検討する。	現状と課題 ・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。		・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に企画し水防訓練を実施している。(建設局) ・災害対策基本法に基づいて風水害訓練を地元地域と連携して実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、総務局	
		今後の取組 ・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。		・毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)		
		H30年度	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	5月26日東京消防庁・北区合同総合水防訓練に参加		・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局) ・引き続き、より実践的な水防訓練となるよう改善していく。(建設局)	
		R1年度	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	令和元年5月25日東京消防庁・板橋区合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。		・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局) ・引き続き、より実践的な水防訓練となるよう改善していく。(建設局)	
		R2年度	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	今年度は実施できなかったが、次年度以降の水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	コロナ禍のため、実動訓練に参加する機会が無く実施することが出来なかった。		・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等を巻き込んだ訓練を検討していく。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練を試行的に実施した。引き続き、より実践的な水防訓練となるよう改善していく。(建設局)	
		R3年度	・毎年実施している水防訓練について、消防署等と共に多様な関係機関と住民等の参加等による、より実践的な訓練となるよう検討を重ねた。	今年度は実施できなかったが、次年度以降の水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	コロナ禍のため、実動訓練に参加する機会が無く実施することが出来なかった。		・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等を巻き込んだ訓練を検討していく。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。引き続き、より実践的な水防訓練となるよう改善していく。(建設局)	
⑩水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題 ・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。 ・消防団募集として、市の広報誌、防災訓練、防災イベント時にチラシ配布を行っている。 ・自主防災組織の団体向けに防災資機材の配付、活動事例の紹介等を行っている。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局	
		体系的な取組 ・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)		
		H30年度	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
		R1年度	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・東京商工会議所の防災委員会にて、講演による広報を実施した。(総務局)	
		R2年度	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
		R3年度	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っている。			・東京都水防ツイッター等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑨水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討	現状と課題	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。(市町村間で相互応援協定を締結している。)			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		H30年度	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	市と消防署合同の水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っていく。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		R1年度	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	市と消防署合同の水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っていく。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		R2年度	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	今年度水防訓練は実施できなかったが、引き続き、市と消防署合同の水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っていく。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等共有していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法の区市町村への周知について検討していく。(建設局)	
		R3年度	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	今年度水防訓練は実施できなかったが、引き続き、市と消防署合同の水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っていく。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等共有していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、区市町村に向けた周知を検討していく。(建設局)	

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑩災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討する。	現状と課題	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・洪水時の情報をFAX等で伝達している。	・災害拠点病院の立地状況を確認している。 ・浸水予想区域内等に災害拠点病院等は存在しない。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) 想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・より迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
		H30年度	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	より迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R1年度	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	より迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 医師会の拠点に新たに無線FAXを設置することで、より確実な情報伝達を可能にした。			・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「狭堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川圏域、大栗川及び三沢川流域」「江東内都河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R2年度	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	より迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。			・「露川及び多摩川上流圏域」「秋川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川・綾瀬川圏域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R3年度	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認した。 ・災害拠点病院等との情報体制は構築済みであるが、引き続き、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	より迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図について、都内全域(都管理河川14区域・流域下水道幹線等2区域)で改定を完了した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・止水用の土のう等を備蓄し、市庁舎への浸水に対応している。 ・自家発電機等の耐水化を検討している。 ・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。(各局) ・自家発電機等の耐水化を検討している。(各局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 全局
		今後の具体的な取組	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局)	
		H30年度	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)	
		R1年度	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。			・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園域、大栗川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、水害リスクについて周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援した。(総務局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)	
		R2年度	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。			・「霞川及び多摩川上流園域」「秋川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川-綾瀬川園域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)	
R3年度	・浸水防止のための資機材を導入する。 ・耐水化等の対策を実施する。	洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策を実施しており、今後も必要に応じて検討していく。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図について、都内全域(都管理河川14区域、流域下水道幹線等2区域)で改定を完了した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)			

3) 冠氾水の排水に関する取組
冠氾水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
②排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。	現状と課題	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。			・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局)	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の具体的な取組	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。			・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		H30年度	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。			・引き続き、排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		R1年度	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。			・東京都コンクリート任送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水オペレーションの検討を実施している。(建設局)	
		R2年度	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。 尚、今年度は排水ポンプを3台配備した。			東京都コンクリート任送協同組合と連携し、排水訓練を実施した。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水オペレーションの検討を実施している。(建設局)	
R3年度	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。 また、配備済みの排水ポンプの運用について、担当部署と協議を行っていく。			東京都コンクリート任送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水オペレーションの検討を実施している。(建設局)			

4)その他の取組

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理の実施	現状と課題				・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特別条例で河川の表面管理を行23区が対象 【東京都】 建設局
		体系的な取組				・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	
		H30年度				・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
		R1年度				・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
		R2年度				・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
		R3年度				・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
③樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。	現状と課題				・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局
		体系的な取組				・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)	
		H30年度				・引続き、水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局) ・引続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有していく。(下水道局)	
		R1年度				・引続き、水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局) ・引続き、下水道局管理の樋管等の運用体制や操作情報等を関係機関と共有していく。(下水道局)	
		R2年度				・引続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・多摩川下流部にある下水道局所管の樋門について、転落防止柵のかき上げと堤防より河川側でしか操作できない樋門において、堤防より宅地側からでも安全に操作を行えるように遠隔化を実施。(下水道局) ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。(下水道局)	
		R3年度				・引続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。(下水道局)	
④水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題					【東京都】 建設局
		体系的な取組				・防災、安全交付金について国へ要望し、水防災意識社会再構築の取組を支援していく。(建設局)	
		H30年度				・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
		R1年度				・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
		R2年度				・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
⑤適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有する。	現状と課題					【東京都】 住宅政策本部、建設局
		体系的な取組				・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)	
		R1年度				・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を共有した。(住宅政策本部、建設局)	
		R2年度				・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を共有した。コロナ感染拡大により、研修会は中止(住宅政策本部、建設局) ・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行(水害ハザードマップを用いた重要事項説明義務化)など水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、不動産関連事業者団体に対し、団体会報誌等による加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した情報共有に取り組んだ。(住宅政策本部)	
R3年度				・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を共有した。(住宅政策本部、建設局) ・東京都のホームページに水害リスク情報の提供に関するページを創設し、水害リスク情報に係る施策の情報共有を図った。(建設局) ・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により重要事項説明事項となった水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部)			

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参加する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題 ・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。		・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局
		今後の取組 ・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを作成する予定。		・引続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)	
		H30年度 ・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	「平成30年西日本豪雨」に伴い、被災地へ職員を派遣した。	平成30年4月23日に東京都防災気象講習会を開催		・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
		R1年度 ・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・台風15号の被災地(千葉県)へ職員を派遣した。	・令和元年4月18日に、区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・各地区の水防連絡会で講演を行い、危険度分布の利活用等について解説した。		・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
		年R2 ・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・令和2年7月豪雨に伴い、熊本県あさぎり町へ職員を派遣した。 ・令和2年台風第10号に伴い、鹿児島県に職員を派遣した。		・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
		R3年度 ・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・令和3年7月3日熱海市土砂災害に伴い、静岡県熱海市へ職員を派遣した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。		・国及び外部団体を実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
③災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法等を支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の取組 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)	
		H30年度 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)	
		R1年度 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引続き、DISについて利用方法等を講習会等において支援していく。(総務局)	
		R2年度 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引続き、DISについて利用方法等を講習会等において支援していく。(総務局)	
		R3年度 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・各区市町村が独自のシステムとして活用できるよう令和2年度に東京都災害情報システムを再構築し、令和3年4月から運用開始。東京都災害情報システムの操作講習会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。(総務局)	
④地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題				・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・平成29年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	【関東地方整備局】
		今後の取組				・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。	
		H30年度				・減災協議会や水防連絡会等へ出席し、講演を行うなど、必要に応じて情報提供等の技術的助言を行った。	
		R1年度				・減災協議会や水防連絡会等へ出席し、講演を行うなど、必要に応じて情報提供等の技術的助言を行った。	
		R2年度				・減災協議会や水防連絡会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。	
		R3年度				・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。	